**訪問理美容事業概要（事業者用）**

* **八尾市訪問理美容事業とは**

八尾市在住の６５歳以上で心身の状況により理髪店に出向くことが困難な高齢者宅を訪問し、理美容サービスを提供していただきます。その際の出張費、１回につき1,500円を市が負担し、出張費以外の理美容に係るサービス料は利用者負担です。

※病院や施設、デイサービス事業所等で行う理美容サービスは対象外です。

* **登録対象事業者**

八尾市内で訪問理美容サービスが実施できる事業者（事業所の所在地は問いません）

* **利用対象者**

６５歳以上で要介護認定３、４、５の在宅高齢者

* ただし、要介護認定３、４、５以外の方も担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターによる身体状況確認により対象となる場合があります。
* **事業実施の流れ**

1. 八尾市高齢介護課へ申請書を提出していただきます。

（申請が通れば、「登録店一覧」に掲載します。）

1. 利用者が「登録店一覧」を見て予約します。理美容サービス料についてはこの時にお伝えください。
2. 利用者宅に訪問し、理美容サービスを行っていただきます。
3. 終了後、利用者から理美容に係るサービス料金と利用券１枚を受け取ってください。
4. 利用券を受け取った年度末までに、利用券と「八尾市訪問理美容事業請求書」を八尾市高齢介護課に提出してください。
5. 後日、八尾市から出張費を振り込みます。

申請書等は

ホームページから

ダウンロードできます

* **登録手続き**

1. 下記書類を八尾市高齢介護課に提出してください。
   1. 八尾市訪問理美容事業登録（新規・変更・廃止）申請書
   2. 理容師・美容師免許証のコピー（サービスを提供する全員分）
   3. 相手方登録申請書
   4. 通帳のコピー（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義のカナが確認できるもの）
2. 審査後、登録が許可された場合は、八尾市訪問理美容事業登録店認定証と仕様書、請書をお送りいたしますので、請書に記入、押印し収入印紙（200円）貼付のうえ、同封する返信用封筒にて返信をお願いいたします。
3. 登録有効期間は3年以内です。
4. 市より登録の有効期間が切れる前に、更新のご案内をさせていただきますので、①八尾市訪問理美容事業登録（新規・変更・廃止）申請書を提出してください。

※登録内容に変更があった場合や、登録店を廃止する場合は、速やかに申請してください。

* **出張費の請求方法**

**STEP１**

**利用者から、サービス料金と利用券１枚を受け取る。**

* 利用券の有効期限が切れていないか確認してください。
* 利用券に登録店名を記入する箇所がありますので、記入漏れにご注意ください。

**STEP2**

**利用券と「八尾市訪問理美容事業請求書」を八尾市高齢介護課に提出。**

※券を受け取った年度の３月末日までにご提出ください。

　　（年度内であればいつでも提出できます。複数に分けての提出も可。）

**STEP3**

**八尾市から出張費の支払いがあります。**

* 支払いについては提出のあった翌月または翌々月になります。
* 支払いは指定いただいた口座への振り込みのみとなります。
* **登録店の遵守事項**

1. 八尾市訪問理美容事業実施要綱しなければならない。
2. 利用者の意思に反して理美容サービスを実施しないこと。また、施術前に費用について利用者の同意を得ること。
3. 事業実施に際しては、関係法令及び出張理容・出張美容に関する衛生管理要領（平成１９年１０月４日付け健発第１００４００２号厚生労働省健康局長通知）を遵守し、事業の中で生じた事故等について一切の責任を負うものとする。
4. 業務上知り得た利用者の個人情報について、業務遂行目的以外では使用しないこと。

|  |  |
| --- | --- |
| **問合せ先** | **八尾市　高齢介護課**  **TEL ０７２－９２４－３８５４　FAX　０７２－９２４－１００５** |

